

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【公表番号】特表2004-505238(P2004-505238A)

【公表日】平成16年2月19日(2004.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2004-007

【出願番号】特願2002-514348(P2002-514348)

【国際特許分類第7版】

G 01 G 19/12

B 60 R 21/32

G 01 G 3/08

G 01 G 19/52

【F I】

G 01 G 19/12 A

B 60 R 21/32

G 01 G 3/08

G 01 G 19/52 F

【手続補正書】

【提出日】平成15年3月26日(2003.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動車のシート(下)の取りつけ部材に導入された荷重を検出するための力変換器(2)であって、

自動車のシート(下)へ接続されている力導入要素(4)と、該取りつけ部材へ接続されている力伝達要素(7)と、力導入要素(4)と力伝達要素(7)との間に配列された延伸部材(5)とを具備している力変換器(2)において、

力導入要素(4)又は力伝達要素(7)が、該荷重の作用方向に平行に延在している面において延伸部材(5)を囲んでいることを特徴とするところの力変換器。

【請求項2】

該荷重に平行な剪断力を検出するための少なくとも一つの抵抗線ひずみゲージ(9)が、延伸部材(5)に配設されていることを特徴とするところの、請求項1に記載の力変換器。

【請求項3】

力導入要素(4)又は力伝達要素(7)は、延伸部材(5)を囲むハウジングの形状となっていて、従って該ハウジングが、延伸部材(5)の一方の端部へ端部(6)において接続されていることを特徴とする、請求項1又は2に記載の力変換器。

【請求項4】

該ハウジングは、せまい円周ギャップ(10)が少なくとも一ヶ所に形成されるように、延伸部材(5)を囲んでいることを特徴とする、請求項3に記載の力変換器。

【請求項5】

せまい円周ギャップ(10)が膜によりおおわれていることを特徴とする、請求項1~4のいずれか一項に記載の力変換器。

【請求項6】

二つの抵抗線ひずみゲージ（9）が、延伸部材（5）の該荷重の該作用方向に平行に延在している表面（8）に、延伸部材（5）の長手軸に対して同一の角度で対向してそれぞれ配設されていることを特徴とする、請求項2～5のいずれか一項に記載の力変換器。

【請求項7】

延伸部材（5）は、抵抗線ひずみゲージ（9）が配設されている場所において、縮少された断面を有していることを特徴とする、請求項2～6のいずれか一項に記載の力変換器。

【請求項8】

延伸部材（5）が抵抗線ひずみゲージ（9）の領域において第一凹部を備えていることと、該第一凹部の軸が実質的に該荷重の該作用方向に平行に延在していることを特徴とする、請求項7に記載の力変換器。

【請求項9】

延伸部材（5）が第二凹部を備えている、該第二凹部の軸が実質的に、該第一凹部の該軸に直交している、延伸部材（5）の該長手方向に延在していることと、該第二凹部が延伸部材（5）において該第一凹部を貫通していることを特徴とする、請求項8に記載の力変換器。

【請求項10】

延伸部材（5）が、少なくとも部分的に角度のついた断面を有していることを特徴とする、請求項2～9のいずれか一項に記載の力変換器。

【請求項11】

延伸部材（5）が平面を有していて、該平面は、突出した輪郭をしていて、かつ抵抗線ひずみゲージ（9）を取りつけるようになっていることを特徴とする、請求項2～10のいずれか一項に記載の力変換器。